

議案第38号

関市税条例の一部改正について

関市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年6月4日提出

関市長 山下清司

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市税条例の一部を改正する条例

関市税条例（昭和25年関市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第26条の4第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

（9） 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第37条の2中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の3の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。ただし、第37条の2の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の関市税条例第26条の4第1項第9号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。